

令和8年2月27日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布について

日ごろより、本会事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび大阪府より標記の件につきまして別添の通り通知が参りました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（以下「感染症法施行規則」という。）の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第10号）については、令和8年2月3日に公布され、同年4月1日に施行されます。

これによる感染症法施行規則改正内容について、令和8年2月3日付け感発0203第1号にて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課長から大阪府を通じて本会に連絡がありました。

つきましては、貴台におかれましても、ご了知のうえ、所属の会員医療機関へご周知賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

<改正前>

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに保健所長を経由して都道府県知事に報告する。

<改正後>

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに取りまとめ、同年4月10日までに保健所長を経由して都道府県知事に報告する。

※当年度の検診が終了した場合は、速やかに取りまとめいただき、翌年度4月10日までの期間内で随時ご報告をお願いいたします。

事務局：大阪府医師会健診事業課（湯口）

E-MAIL k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp

TEL：06-6763-7568・FAX：06-6763-2058